

大玉村低入札価格調査事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項の規定に基づき落札者を決定する制度(以下「低入札価格調査制度」という。)により行う**建設工事及び調査・測量・設計業務委託(以下「工事等」という。)**の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度を適用する**工事等**(以下「対象工事等」という。)は、大玉村条件付一般競争入札実施要綱(平成19年告示第93号)及び**工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱**により実施される**1件130万円以上の工事等**とする。

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査制度における調査を行う基準は、最も低い価格で行った入札価格で、予定価格の制限の範囲内の額で調査基準価格を下回った価格をもって申込みをした者の入札価格が、別記1の算定方式により算定された額(以下「調査基準価格」という。)に満たない場合とする。

2 別記1の算定方式と調査基準価格は、非公表とする。

(入札参加者への周知)

第4条 契約権者は、本制度の円滑な運用を図るため、当該**対象工事等**の入札公告、入札説明書又は契約の方法及び入札の条件において、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 施行令第167条の10第1項の規定に基づく低入札価格調査制度適用**工事等**であること。

(2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。

(3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最も低い価格の入札であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。

(4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、入札後の事情聴取に協力すべきこと。

(入札の執行)

第5条 企画財政課長は、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札者の決定を保留し、落札者については後日決定することとして入札を終了するものとする。

2 企画財政課長は、落札候補者に対する通知を行う際に、別に定める調査様式

(別記2)及びその他必要と認める書類の提出を求めるものとする。

(調査)

第6条 企画財政課長は、前条第2項により提出を求めた調査様式等が提出された場合は、速やかに入札等制度検討委員会委員長(以下「委員長」という。)に諮るものとする。

2 委員長は、入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれが認められるか否かについて、提出された調査様式等に基づき入札者からの事情聴取、関係機関への照会などにより速やかに調査するものとする。

3 委員長は、企画財政課長に対し、調査の結果を低入札価格調査票(様式第1号)に記載させるものとする。

(適合した履行がされると認められる場合)

第7条 委員長は、前条の規定に基づく調査の結果、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、その旨を企画財政課長に通知するものとする。

2 企画財政課長は、当該入札者を落札者と決定し通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

(適合した履行がなされないおそれがあると認められ場合)

第8条 委員長は、第6条の規定に基づく調査の結果、当該入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、入札等制度検討委員会を招集、審議し、その結果を企画財政課長に通知するものとする。

2 企画財政課長は、前項の審議結果が当該契約の内容に適合した履行がなされると認められたものであるときは、最低価格入札者を落札者として決定し前条の規定により通知するものとする。

3 企画財政課長は、第1項の審議結果が当該契約の内容に適合した履行がされないと認められたものであるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札であった場合、企画財政課長は、第6条の規定の例により調査を行うものとする。

(入札結果等の公表)

第9条 低入札価格調査を実施した対象工事等については、契約締結後、大玉村条件付一般競争入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱の規定により公表するものとする。

(監督体制等)

第10条 工事等所管課長は、調査対象者と契約した工事等について、関係書類や施工体制について意見聴取を行うとともに、低入札価格調査対象工事等であ

ることを考慮して、監督業務や検査等について、適正な施工の確保に留意するものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別記 1 （非公表）

別記 2 低入札価格調査の調査内容

最低価格入札者からの確認事項

- （ 1 ）その価格により入札した理由
- （ 2 ）契約対象工事の施工地付近における手持ち工事の状況
- （ 3 ）契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- （ 4 ）契約対象工事の施工地と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連
（地理的条件）
- （ 5 ）手持ち資材の状況
- （ 6 ）資材の購入先及び購入先と入札者の関係
- （ 7 ）手持ち機械・設備の状況
- （ 8 ）労務者の確保や配置の内容
- （ 9 ）過去に施行した公共工事名
- （ 10 ）公共工事の施工実績
- （ 11 ）経営状況及び信用状況（不渡りの有無、建設業法違反等の有無、賃金不払いの有無、下請け代金の支払遅延事実の有無についての申告と、納税証明書、財務諸表、直前 3 年の各営業年度における工事施工金額の報告）
- （ 12 ）その他必要な事項